

令和7年度 羽田空港繁忙期における運営方法について  
 (第1 タクシー待機所の臨時駐車場開設)

羽田空港国有地を管理する東京空港事務所及び空港内事業者間で構成する東京国際空港混雑対策協議会から、令和7年度の羽田空港第1 タクシー待機所の一部を使用した繁忙期臨時駐車場の開設及び第1 タクシー待機所減少分の代替地として、国際線旧 PCR 検査場跡地を臨時タクシー待機所用地として使用していただきたいとの要請がありましたので、臨時駐車場開設期間中における臨時タクシー待機所について下記のとおり運用いたします。

1 臨時駐車場開設期間 (合計 89 日、開設マーク )

令和7年5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24

6月

日	月	火	水	木	金	土
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 海の日	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 山の日	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15 敬老の日	16	17	18	19	20
21	22	23 秋分の日	24	25	26	27

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 スポーツの日	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 文化の日	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 勤労感謝の日	24 振替休日	25	26	27	28	29

12月

日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和8年1月

日	月	火	水	木	金	土
				1 元日	2	3

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
15	16	17	18	19	20	21
22	23 天皇誕生日	24	25	26	27	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20 春分の日	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2 臨時駐車場開設時間 08:00 ~ 17:00

3 第1タクシー待機所

- (1)待機レーンは図1のとおりとし、一般レーン及び外国人旅客接客研修者（おもてなし）レーンの運用については休止し、混在待機とする。
- (2)神奈川車レーンは、第1及び第2ターミナル混在待機とする。

図1 第1タクシー待機所

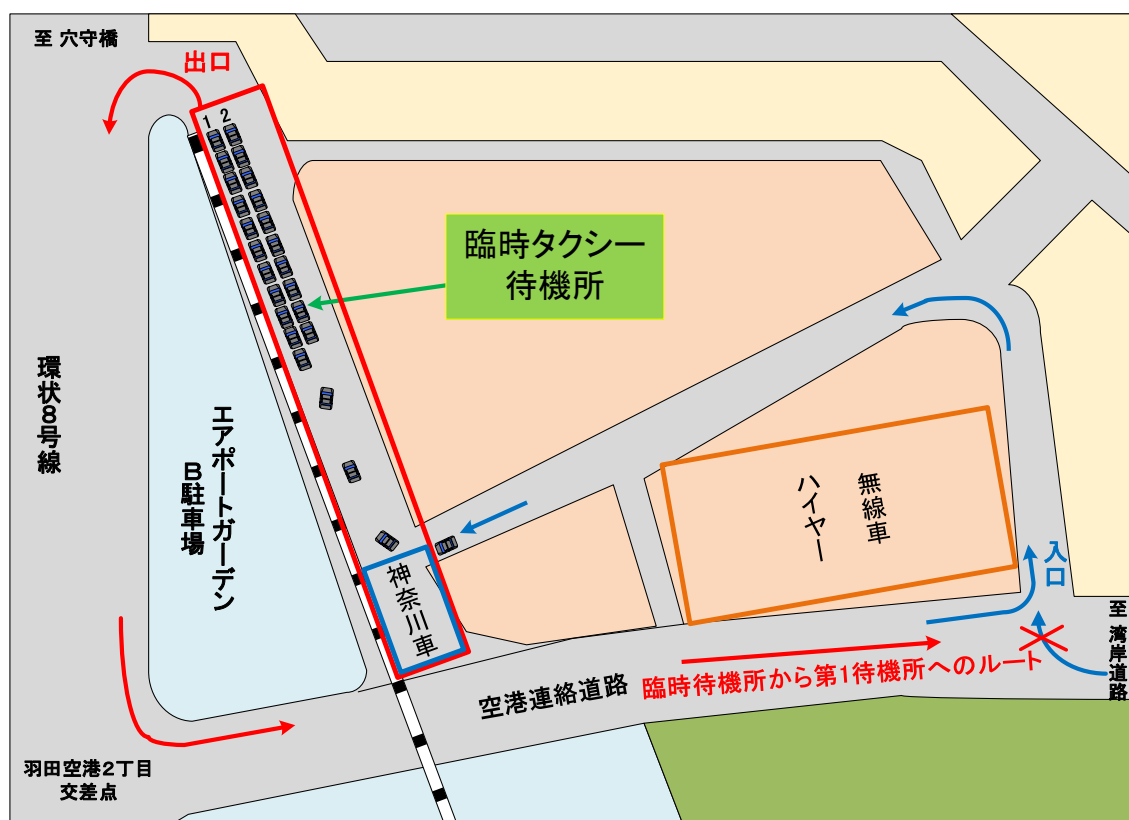


※ 待機方法については指導員の指示に従ってください。

#### 4 臨時タクシー待機所

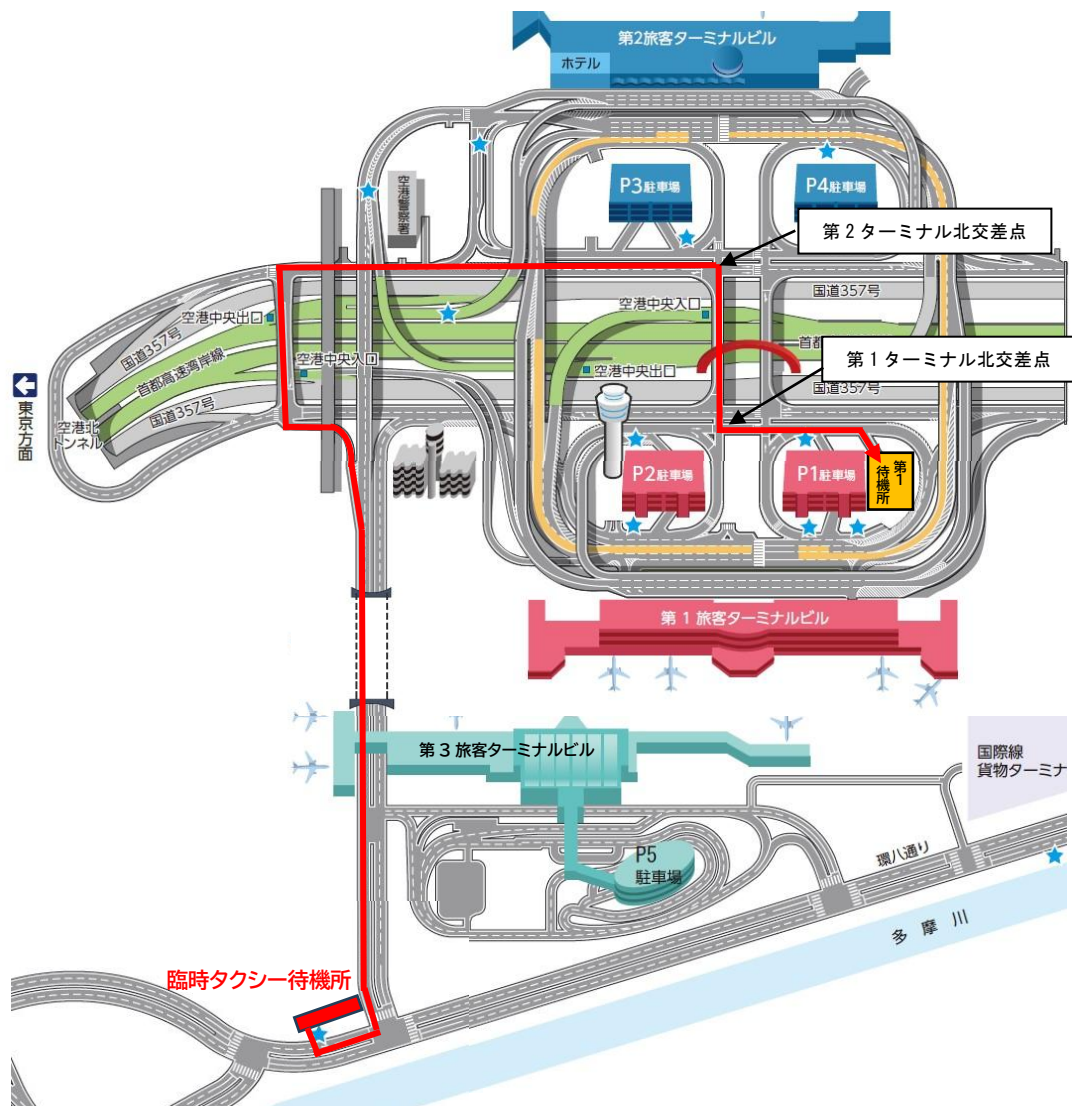
- (1) 臨時タクシー待機所は赤枠内となり、入出庫方法は図2のとおりとする。湾岸道路方向から右折入構不可。
- (2) 乗り場別の待機レーンの設置なし。一般車及びおもてなし車は2レーンで混在待機（約70台）とする。
- (3) 神奈川車は、図2の青枠内で待機する。
- (4) 無線車及びハイヤーは、図2のオレンジ枠内で待機する。
- (5) 仮設トイレは設置する。
- (6) 第1タクシー待機所が満車となった時点で臨時タクシー待機所を開設することとし、臨時タクシー待機所開設時はセンター指導員の指示に従い、臨時タクシー待機所を経由して順次、第1タクシー待機所に回送する。臨時タクシー待機所出庫時に回送券を配布し、第1タクシー待機所入口で回収する。
- (7) 臨時タクシー待機所から第1タクシー待機所に回送された車両は、第1タクシー待機所内の空いている乗り場に入構する。（乗り場選択不可）
- (8) 臨時タクシー待機所から第1タクシー待機所への入路は、図3のとおりとする。

図2 臨時タクシー待機所



※ 運用については状況に応じて変更になる場合がありますので、指導員の指示に従ってください。

図3 臨時タクシー待機所から第1タクシー待機所の入路



タクシー乗り場管理運営委員会羽田空港委員会 事務局  
問合せ先 (公財) 東京タクシーセンター 指導部 03-3648-2155